

- 定めることとした。(第8条関係)
- 9 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項関係)
- 10 指定管理者が行う公の施設の管理の業務に係る出納その他の事務の執行が包括外部監査契約に基づく監査の対象とされたことに伴い、熊本県外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成11年熊本県条例第3号)について所要の整備を行うこととした。(附則第2項関係)
- 11 この条例による改正後の熊本県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第5号の規定は、法第244条の2第3項の規定により公の施設の管理に係る指定管理者の指定をした当該公の施設について適用し、改正法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる公の施設については、なお従前の例によることとした。(附則第3項関係)

◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 個人の県民税の所得控除に関する規定の整理を行うこととした。(第28条関係)
- 2 平成17年度分の個人の県民税に限り、平成17年1月1日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る均等割の税率は、500円とすることとした。(附則第18条関係)
- 3 この条例は、平成17年1月1日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。
- 4 改正後の第28条の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の県民税について適用することとした。

◇熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

- 1 返還債務の免除対象施設について、「児童福祉法第27条第2項に規定する国立療養所」を「児童福祉法第27条第2項の規定に基づき指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関」に改めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用することとした。
- 3 平成16年4月1日前までの間に改正前の第7条第1号イの施設において看護職員の業務に従事した者は、修学資金貸与条例の適用については、改正後の第7条第1号イの施設において看護職員の業務に従事した者とみなすこととした。

◇熊本県森林整備資金貸付条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

- 1 平成7年度前に貸し付けた貸付金のこの条例の施行の日以後の利率については、条例第5条を適用し、知事が定める利率によることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

- 1 風致地区内において許可を要しないこととされている行為(あらかじめ知事に通知すれば許可を要しないこととされている行為を含む。)のうち、第一種電気通信事業に係るものを電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業に係るものに改めることとした。(第2条第2項、第3条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◇熊本県開発区域の面積の特例を定める条例の一部を改正する条例

- 1 題名中、「区域の面積」を「行為の規模等」に改めることとした。
- 2 荒尾都市計画区域において、都市計画法施行令第19条第1項ただし書の規定により条例で定める規模を1,000平方メートルとすることとした。
- 3 この条例は、平成16年7月1日から施行することとした。

◇熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

- 1 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

◇熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

- 1 警察法施行令の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成16年9月8日から施行することとした。

条 例

熊本県知事等の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成16年6月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子